

地域脱炭素化促進事業のインセンティブ



市町村向け

■ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）

地方公共団体が実施する「再エネ導入関連事業（再生可能エネルギーの導入と併せて実施し、地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上に資する取組）」が、地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施される、「地域の環境保全の取組」又は「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」に限る）に位置づけられ、地域再生計画にも定められた事業について、一定の要件を満たした上でデジタル田園都市国家構想交付金に申請された場合は、通常の上限申請数を超えて申請できる弾力措置が適用される。

事業者向け

■ 環境省補助事業の加点、優先採択の実施

地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域内で実施する事業に対して、審査における優先採択や加点措置の対象となる優遇措置を実施。

■ 再エネ特措法（FIT・FIP制度）

① 入札における保証金の免除

地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた事業については入札における保証金が免除される。

② 陸上風力発電、バイオマス発電、中小水力発電、地熱発電の地域活用要件における活用

- 小規模な陸上風力発電・バイオマス発電・中小水力発電・地熱発電の認定基準である地域活用要件の一つとして、「当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義（第三者との共同名義含む）の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているもの」との要件があり、当該要件を満たしている案件については、地域一体型の地域活用電源として、FIT制度による支援の対象となる。
- この「地方公共団体の名義の取り決め」には、地方公共団体から認定を受けた、地域脱炭素化促進事業計画も含まれる。

■ ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）

地域振興に資する民間投資を支援するため、都道府県又は市町村が長期の無利子資金を融資する制度である、ふるさと融資制度において、認定地域脱炭素化促進事業については、最も高い融資比率及び融資限度額、雇用要件の特例（都道府県・指定都市「1人以上」）が適用される。

■ 地域未来投資促進法

事業者は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の申請において、当該計画が地域脱炭素化促進事業の認定を受けている場合、地域脱炭素化促進事業計画の認定書を添付することで、地域脱炭素化促進事業計画と重複する部分の記載を、省略することが可能となる。